2020/04/13 14:26 現在の情報です。

横浜市保土ケ谷区川島町646番地2 一般社団法人横浜FCスポーツクラブ

会社法人等番号	0 2 0 0 - 0 5 - 0 1 0 4 0 2						
名 称	一般社団法人横浜FCスポーツクラブ						
主たる事務所	横浜市保土ケ谷区川島町646番地2						
法人の公告方法	当法人の公告は、電子公告により行なう。 http://www.yokohamafc-sc.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行なう。	平成26年 6月 2日変更 平成26年 7月15日登記					
法人成立の年月日	平成24年6月1日						
目的等	目的 当法人は、スポーツを確定を で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	に関する事業を行い、健康で に寄与することを目的とし、 作・販売事業 売 、果汁飲料水、日用品雑貨の					
役員に関する事項	神奈川県横須賀市馬堀海岸二丁目32番2号 代表理事 奥 寺 康 彦 神奈川県横須賀市馬堀海岸二丁目32番2号 代表理事 奥 寺 康 彦	平成27年 6月11日就任 平成27年10月 6日登記 平成29年 6月29日重任 平成29年 7月27日登記					
	神奈川県横須賀市馬堀海岸二丁目32番2号 代表理事 奥 寺 康 彦	令和 1年 6月14日重任 一一一一一一一一一 令和 1年 7月11日登記					
	理事 奥 寺 康 彦	平成27年 6月11日就任 一一 7年10月 6日登記					
	<u>理事</u> <u>奥 寺 康 彦</u>	平成29年 6月29日重任 平成29年 7月27日登記					
	理事 奥 寺 康 彦	令和 1年 6月14日重任 令和 1年 7月11日登記					
	理事 坂 本 壽 夫	平成27年 6月11日就任 平成27年10月 6日登記					
	<u>理事</u> 坂 本 <u>壽 夫</u>	平成29年 6月29日重任 平成29年 7月27日登記					

I 1				<u>A</u> 4n	1 Æ	(F	1 1	口旧仔
								日退任
				令和	1年	7月	1 1	日登記
	<u>理事</u>	髙嶋清	善	平成 2	7年	6月	1 1	日就任
				平成 2	7年1	0月	6	日登記
	<u>理事</u>	髙嶋清	善	平成 2	9年	6月	2 9	日重任
				平成 2	9年	7月:	2 7	日登記
	理事	髙嶋清	善	令和	1年	6月	1 4	日重任
				令和	1年	7月	1 1	日登記
	理事	片原大	示郎	平成 2	8年	4月	1	日就任
				平成 2	8年	4月	1 5	日登記
				平成 2	9年	1月	3 1	日辞任
				平成 2	9年	2月	1 7	日登記
	理事	上尾和	大 大	令和	1年	6月	1 4	日就任
				令和	1年	7月	1 1	日登記
	監事	佐 伯 昭	彦	平成 2	8年	6月	1 7	日重任
				平成 2	8年1	0月	2 1	日登記
役員等の法人に対 する責任の免除に 関する規定	規定する行為 つき善意でかい 容、その役員 は、賠償責任	一般社団法人及びに関する役員の損に関する役員がなの職務執行の状況額から法令に定めによって免除する	害賠償責任につい い場合において、 その他の事情を勘算 る最低責任限度額	て、当該 責任の原 案し、特	役員か 因とな に必要	ゞ職務を こった! こと認め	を行事の	うに の内 とき
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	第111条第 合には、賠償 に基づく賠償	外部役員との間で 1項に定める賠償 責任を限定する契 責任の限度額は、 る最低責任限度額	責任について、法約を締結することが 金1万円以上で、	令に定め ができる 当法人か	る要件。たたため	‡に該達 ごし、ご	当す	る場 契約
理事会設置法人に 関する事項	理事会設置法	人						
監事設置法人に関 する事項	監事設置法人							
登記記録に関する 事項	設立			平成 2	4年	6月	1	日登記

^{*}下線のあるものは抹消事項であることを示す。